

一般社団法人浜松青年会議所

会員資格規程

第1章 正会員

(正会員)

第1条 定款第6条第1項第1号に定める正会員は、別に定める入会規程により入会し、定められた会費の納入があったものとする。

第2章 特別会員

(特別会員)

第2条 定款第6条第1項第2号に定める特別会員は、終身会費の納入があったものとする。

第3章 名誉会員

(名誉会員)

第3条 定款第6条第1項第3号に定める名誉会員は、当該年度のみとする。
但し、再任及び終身制を妨げない。

第4章 会費の納入

(会費の納入)

第4条 定款第8条に規定する会費の納入時期は、理事会において定め、通知した日より1ヶ月以内に次の金額を本会議所口座に全納しなければならない。ただし、特別の理由で理事会の承認をうけた場合はこの限りでない。

会費正会員金 150,000円(年)

特別会員当該年会費の2分の1(終身)

(退会手続き)

第4条の2 正会員が会費納入義務を履行しない場合には、理事長は当該会員に対し、会費納入の勧告をする。

(2) 前項の会費納入勧告後においても会費の納入がない場合には、会員資格を喪失する。

(臨時会費)

第5条 臨時の会費は、理事会において定め、総会の承認を経て徴収する。

第5章 正会員の退会

(退会)

第6条 定款第9条に定める手続きは、次の通りとする。

- (1) 退会を希望する者は、その理由を附した退会届を理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長もしくは、推薦者は退会希望者と面談し、その結果を理事会に提出する。
- (3) 理事長は、理事会の承認を経て、当該会員の退会を全正会員に通知する。

(除名)

第7条 定款第10条第1項第1号に定める事項は、3名以上の正会員が理事会に文書で申し出なければならない。

第8条 定款第10条第3号に定める事項は次の通りとする。

例会を6回連続欠席した場合、又は各種行事への参加が不良で、例会の年間出席率30%未満の場合。但し、休会者はこの限りではない。

第6章 正会員の休会

(休会)

第9条 特別な理由により、翌年1年間出席が不可能な者は休会することができる。

但し、次の手続きを行わなければならない。

- (1) 休会を希望する者は、その理由を附した休会届を理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長は休会希望者と面談し、その結果を理事会に提出する。
- (3) 理事長は、理事会の承認を経て、当該会員の休会を全正会員に通知する。
- (4) 休会者は、第4条に定める次年度分の会費の2分の1を納入しなければならない。納入された会費は返還されない。

(休会期間中の復帰)

第10条 休会期間中に復帰しようとする者は、理事長と面談し、理事会の承認を得なければならない。但し、第4条に定める会費の2分の1を理事会承認後2週間以内に納入しなければならない。

附則

昭和56年 1月16日 一部改正

昭和61年11月20日 一部改正

平成 2年 9月20日 一部改正

平成 9年 5月30日 一部改正

平成17年 4月21日 一部改正

平成22年11月30日 一部改正

令和 5年12月29日 一部改正

本規程は、総会の承認を経た上で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

(総会承認日 令和5年 8月 3日

取消処分日 令和5年12月28日)